

別表第2(第3条関係)認定こども園

事業種別	補助対象経費	補助金額
<p>研修費補助</p>	<p>高槻市民間保育所等保育の質の向上のための研修事業実施要綱に基づき、認定こども園に勤務する職員の研修等に要する費用 ただし、食料費・交際費・慰労会的な研修費及び団体等の関係組織に対する負担金・分担金・補助金等を除く(研修講師等の昼食に要する食料費及び宿泊費はこの限りでない。)</p>	<p>補助対象経費の年間支出額(実支出額)と下記の基準額とを比較して少ない方の額 基準額 100,000円</p>
<p>特別支援教育・保育人件費等補助</p>	<p>A型 療育手帳、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の何れか、または特別児童扶養手当の対象児童、若しくは医師により手帳等と同等の障がいや遅れがあると診断された児童が在籍するクラスの担当保育士等の人件費</p> <p>B型 上記を除く児童で、既に民間保育所等に入所している3歳児以上のクラスに在籍し巡回指導時に専門指導員(4月認定については母子保健事業に基づく保健センター等による発達検査結果を参考とする)から「注意欠陥・多動性障がいの疑い」または「発達指数が75以下」と判定され、かつ現在の保育活動でその様子が顕著に見られ、市長が支援が必要と認める児童の保育に必要な経費(人件費、消耗品費、備品購入費及び修繕料)</p>	<p>A型 補助対象経費の年間支出額(実支出額)と下記基準額とを比較して少ない方の額 基準額 1人当たり年額 3,150,000円×認定月数(※)÷12月(100円未満切り捨て)</p> <p>B型 補助対象経費の年間支出額(実支出額)と下記基準額に対象児童の認定月数(※)を乗じて得た額とを比較して少ない方の額 基準額 1人当たり月額 75,600円</p> <p>ただし、対象児童(1号認定を受けている者に限る)の加配等認定期間中に、連続して1か月以上の長期休業期間が設定されている場合の認定月数については、当該児童の認定月数から1月を除いた月数とする。</p> <p>※A型・B型ともに対象児童、加配等認定内容及び認定月数等については、「高槻市保育所、認定こども園及び私立幼稚園における特別支援教育・保育に係る加配等認定要綱」の規定に基づき決定されるものとする。</p>

別表第2(第3条関係)認定こども園

事業種別	補助対象経費	補助金額																												
延長保育事業費補助	<p>国の延長保育事業実施要綱及び高槻市民間保育所等延長保育事業実施要綱に基づく延長保育を行うために要する費用</p>	<p>補助対象経費の年間支出額(実支出額)から保護者負担金等その他収入額を引いた額と、下表の基準額とを比較して少ない方の額</p> <p>保育標準時間認定延長保育(延長時間区分に応じた基準額) (11時間開所時間を超えて実施する延長保育)</p> <table border="1" data-bbox="598 459 1082 582"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>1事業当たり年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,909,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>2,955,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)を基準額とする。</p>	延長時間区分	1事業当たり年額	30分	600,000円	1時間	1,909,000円	2時間	2,955,000円																				
延長時間区分	1事業当たり年額																													
30分	600,000円																													
1時間	1,909,000円																													
2時間	2,955,000円																													
一時預かり事業費補助	<p>国の一時預かり事業実施要綱及び高槻市民間保育所等一時預かり事業実施要綱に基づく、一時預かりを行うために要する費用</p>	<p>補助対象経費の年間支出額(実支出額)から保護者負担金等その他収入額を引いた額と、下記の基準額とを比較して少ない方の額</p> <p>なお、実支出額、保護者負担金等その他収入額及び基準額の算出にあつては、一般型、幼稚園型それぞれの事業毎に行う。</p> <p>一般型</p> <p>I 一般型対象児童(IIの対象児童を除く)</p> <p>① 基本分(年間延べ利用児童数に応じた基準額)</p> <table border="1" data-bbox="598 958 1082 1332"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>1か所当たり年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25人以上50人未満</td> <td>1,539,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以上100人未満</td> <td>2,063,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以上200人未満</td> <td>2,555,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上300人未満</td> <td>3,079,000円</td> </tr> <tr> <td>300人以上900人未満</td> <td>3,366,000円</td> </tr> <tr> <td>900人以上1,500人未満</td> <td>3,605,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上2,100人未満</td> <td>5,207,000円</td> </tr> <tr> <td>2,100人以上2,700人未満</td> <td>6,809,000円</td> </tr> <tr> <td>2,700人以上3,300人未満</td> <td>8,411,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300人以上3,900人未満</td> <td>10,013,000円</td> </tr> <tr> <td>3,900人以上</td> <td>11,615,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 基幹型施設加算分</p> <p>休日の開所及び1日9時間以上の開所を行う場合、①に加え、下記の1か所当たり年額を加算</p> <table border="1" data-bbox="598 1451 1082 1489"> <tr> <td>1か所当たり年額</td> <td>1,400,000円</td> </tr> </table> <p>II 特別支援児童(障がい児・多胎児)</p> <p>以下のア、イのいずれかに該当する児童の利用があつた場合、下記の児童1人当たり日額を適用</p> <table border="1" data-bbox="598 1608 1082 1646"> <tr> <td>1人当たり日額</td> <td>4,200円</td> </tr> </table> <p>ア 障がい児</p> <p>ただし、施設において、当該障がい児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合。</p> <p>なお、障がい児とは、療育手帳、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか、または医師による診断書や巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見提出など、障がいの事実が把握可能な資料をもって市長が認める障がい児とする。</p> <p>イ 多胎児</p> <p>ただし、高槻市民間保育所等一時預かり事業実施要綱第4条「(3)設備基準および保育の内容」および「(4)職員の配置」を遵守した上で、定員を超えて受け入れる場合で、かつ職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合。</p>	年間延べ利用児童数	1か所当たり年額	25人以上50人未満	1,539,000円	50人以上100人未満	2,063,000円	100人以上200人未満	2,555,000円	200人以上300人未満	3,079,000円	300人以上900人未満	3,366,000円	900人以上1,500人未満	3,605,000円	1,500人以上2,100人未満	5,207,000円	2,100人以上2,700人未満	6,809,000円	2,700人以上3,300人未満	8,411,000円	3,300人以上3,900人未満	10,013,000円	3,900人以上	11,615,000円	1か所当たり年額	1,400,000円	1人当たり日額	4,200円
年間延べ利用児童数	1か所当たり年額																													
25人以上50人未満	1,539,000円																													
50人以上100人未満	2,063,000円																													
100人以上200人未満	2,555,000円																													
200人以上300人未満	3,079,000円																													
300人以上900人未満	3,366,000円																													
900人以上1,500人未満	3,605,000円																													
1,500人以上2,100人未満	5,207,000円																													
2,100人以上2,700人未満	6,809,000円																													
2,700人以上3,300人未満	8,411,000円																													
3,300人以上3,900人未満	10,013,000円																													
3,900人以上	11,615,000円																													
1か所当たり年額	1,400,000円																													
1人当たり日額	4,200円																													

別表第2(第3条関係)認定こども園

事業種別	補助対象経費	補助金額						
		<p>幼稚園型(児童1人当たり日額)</p> <p>① 在籍園児(原則、1号認定で本市在住の児童に限る。)(②の対象児童を除く)</p> <p>ア 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)</p> <p>(ア) 年間延べ利用児童数 2,000人超の施設</p> <p>Ⅰ 平日 480円</p> <p>Ⅱ 長期休業日(8時間未満) 480円</p> <p>Ⅲ 長期休業日(8時間以上) 960円</p> <p>(イ) 年間延べ利用児童数 2,000人以下の施設</p> <p>Ⅰ 平日</p> <p>1,760,000円÷年間延べ利用児童数-440円(10円未満切り捨て)</p> <p>Ⅱ 長期休業日(8時間未満) 440円</p> <p>Ⅲ 長期休業日(8時間以上) 880円</p> <p>イ 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 880円</p> <p>ウ 長時間加算</p> <p>Ⅰ ア(ア)Ⅰ及びア(イ)Ⅰについては4時間(又は教育時間との合計が8時間)、ア(ア)Ⅲ、ア(イ)Ⅲ及びイについては8時間を越えた利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 <p>Ⅱ ア(ア)Ⅱ及びア(イ)Ⅱについては4時間を越えた利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 <p>② 特別支援児童(障がい児)</p> <p>以下の(ア)(イ)のいずれかに該当する児童の利用があった場合、下記の児童1人当たり日額を適用(ただし、職員配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育従事者を配置する場合。)</p> <p>1人当たり日額</p> <table border="1" data-bbox="598 1227 1082 1317"> <tr> <td>① 平日分</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>② 長期休業日</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 休日分</td> <td>8,000円</td> </tr> </table> <p>(ア)教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童</p> <p>(イ)特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見等により障がいを有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市長が認める児童</p> <p>※ 幼稚園型の1施設当たり年額は、<u>11,245,300円</u>を上限額とする。(②を除く)</p>	① 平日分	4,000円	② 長期休業日	8,000円	③ 休日分	8,000円
① 平日分	4,000円							
② 長期休業日	8,000円							
③ 休日分	8,000円							

別表第2(第3条関係)認定こども園

事業種別	補助対象経費	補助金額																
<p>病児保育 事業費補助</p>	<p>国の病児保育事業実施要綱及び高槻市病児保育事業実施要綱に基づく、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の実施に要する費用</p>	<p>補助対象経費の年間支出額(実支出額)から保護者負担金等その他収入額を引いた額と、下記の基準額とを比較して少ない方の額 なお、実支出額、保護者負担金等その他収入額及び基準額の算出にあたっては、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型それぞれの事業毎に行う。</p> <p>病児対応型 ① 基本分 1か所当たり年額 9,459,000円 (うち改善分 2,538,000円)</p> <p>ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算する。</p> <p>② 加算分 年間延べ利用児童数が50人以上の場合、①に加え、下記の1か所当たり年額を加算</p> <table border="1" data-bbox="598 678 1083 792"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>1か所当たり年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上100人未満</td> <td>1,180,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以上150人未満</td> <td>1,770,000円</td> </tr> <tr> <td>150人以上</td> <td>2,360,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 低所得者減免分加算 下記に該当する世帯の利用があった場合、①に加え、下記により算出した額を加算</p> <p>ア 生活保護法による被保護者世帯 2,500円×年間延べ利用児童数 イ 市民税非課税世帯 1,250円×年間延べ利用児童数</p> <p>※ 市民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市長が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とする。</p> <p>病後児対応型 ① 基本分 1か所当たり年額 4,761,000円</p> <p>ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止または中止が年度の途中になる場合は、下記により算定した額(100円未満切り捨て)とし、事業の開始が月の途中となる場合及び事業の廃止または中止が月の途中になる場合は、当該日の属する月を実施月数に含むものとする。</p> <p>(4,761,000円－4,669,000円)×実施月数÷12月＋4,669,000円</p> <p>② 加算分 年間延べ利用児童数が50人以上の場合、①に加え、下記の1か所当たり年額を加算</p> <table border="1" data-bbox="598 1449 1083 1568"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>1か所当たり年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上100人未満</td> <td>1,208,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以上150人未満</td> <td>1,571,800円</td> </tr> <tr> <td>150人以上</td> <td>2,126,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 低所得者減免分加算 下記に該当する世帯の利用があった場合、①に加え、下記により算出した額を加算</p> <p>ア 生活保護法による被保護者世帯 2,000円×年間延べ利用児童数 イ 市民税非課税世帯 1,000円×年間延べ利用児童数</p> <p>※ 市民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市長が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とする。</p> <p>体調不良児対応型 1か所当たり年額 4,496,000円 (ただし、事業実施期間が6か月未満の施設にあっては、2,248,000円)</p>	年間延べ利用児童数	1か所当たり年額	50人以上100人未満	1,180,000円	100人以上150人未満	1,770,000円	150人以上	2,360,000円	年間延べ利用児童数	1か所当たり年額	50人以上100人未満	1,208,000円	100人以上150人未満	1,571,800円	150人以上	2,126,400円
年間延べ利用児童数	1か所当たり年額																	
50人以上100人未満	1,180,000円																	
100人以上150人未満	1,770,000円																	
150人以上	2,360,000円																	
年間延べ利用児童数	1か所当たり年額																	
50人以上100人未満	1,208,000円																	
100人以上150人未満	1,571,800円																	
150人以上	2,126,400円																	

別表第2(第3条関係)認定こども園

事業種別	補助対象経費	補助金額
<p>保育士宿舎 借り上げ支援 事業費補助</p>	<p>国の保育士宿舎借り上げ 支援事業実施要綱及び 高槻市民間保育所等保 育士宿舎借り上げ支援事 業実施要綱に基づく、保 育士の宿舎を借り上げる ために要する費用(賃借 料、共益費(管理費)及び その他市長が特に認める もの) ただし、1施設につき1月 当たり3戸を上限とし、事 業の対象となる保育士が 未入居の月に係る費用を 除く。 また、事業の対象開始 日又は終了日が月の途中 となる場合は、当該月の日 数で日割り計算した額とす る。</p>	<p>補助対象経費の年間支出額(実支出額)から入居者から徴収している宿舎使用料等 その他収入額を引いた額と下記基準額に対象となる月数を乗じて得た額とを比較して 少ない方の額</p> <p>基準額(1戸当たり月額)</p> <p>補助対象経費から入居者から徴収している宿舎使用料等その他収入額を引いた額 と国が定める基準額を比較して少ない方の額×3/4 (100円未満切捨て)</p>

※なお、認定こども園が設置する分園については延長保育事業を除き、本園と一体的に実施しているものとみなす。